

**富良野市立小中学校の適正規模及び
適正配置に関する改正指針（案）
【第2期後期】**

（令和5年 月改定）

富良野市教育委員会

目 次

はじめに

1. 適正規模及び適正配置に関する指針について 1
2. 適正配置計画について 1

第1章 富良野市がめざす学校教育の姿

1. 学校教育の基本的な考え方について 2
2. 地域との協働関係を生かした学校づくり 2
3. 魅力あるカリキュラムの導入 3
4. 安心・安全な学校教育の環境づくり 3
5. 富良野市学校教育の推進計画 5

第2章 教育環境の現状

1. 学校規模の適正化が課題となる背景と近年の学校再編 ... 7
2. 富良野市の小中学校の現状と課題
 - 1) 学校数及び児童生徒数の推移 7
 - 2) 児童生徒数の将来推計 9
 - 3) 学校規模の現状と課題 10
 - 4) 通学区域の状況 11
 - 5) 通学距離 13

第3章 学校の小規模化が教育環境に及ぼす影響 14

第4章 教育環境の充実に向けて

1. 教育環境の充実 15
2. 地域コミュニティの核 15

第5章 適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方

1. 富良野市における小規模校の適正規模
 - 1) 小中学校の適正規模について基本的な考え
 - (1) 望ましい学級数の考え方 16
 - (2) 1学級当たりの児童生徒数について 16
 - (3) 学校全体の児童生徒数 17
 - 2) 学校規模の基準を下回る場合の対応の目安
 - (1) 小学校 17
 - (2) 中学校 18
2. 富良野市立小中学校の適正配置
 - 1) 通学条件による適正配置 19
 - 2) 小中学校の適正配置の進め方
 - (1) 小中学校の適正配置の指針 20
 - (2) 通学支援 20

はじめに

1. 適正規模及び適正配置に関する指針について

平成21年2月に策定した「富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する指針」について、平成27年1月に文部科学省から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に改正指針を整理しました。

この改正指針は、今後の児童生徒数の減少と学校の小規模化が進む富良野市の小中学校の適正配置及び適正規模を明確にし、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育内容を保障していく取り組みの基本となるものです。

なお、この改正指針は、今後の社会情勢の変化や教育制度の改正などに合わせて必要に応じ、随時、見直しを行うこととしており、少子高齢化やSociety5.0の実現に向けた社会変化、「令和の日本型学校教育」構築に向けた学びへの教育環境の実現を目指し、見直しを行ってまいります。

2. 適正配置計画について

平成21年2月に示した「富良野市立小中学校適正配置計画」を平成29年度までの第1期とし、平成29年度に示した平成30年度から令和9年度までの10年間の第2期とした計画について、社会情勢や学校を取り巻く現状を鑑み、令和5年度からの5年間の第2期(後期)として定め、富良野市の小中学校の適正配置の検討を行います。

また、地区別の具体的な適正配置の実施は、個別の適正配置実施計画を策定して進めるものとします。

教育の原点は家庭にあり、家庭が教育の出発点であります。子どもが基本的な生活習慣、善悪の判断などの倫理観、道徳心、社会的なマナーなどを身につけることや、学力の向上を図る上で家庭教育は極めて重要です。

今後とも、知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進と調和のとれた児童生徒の着実な育成を基本に捉え、それを支える学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子ども達の無限の可能性を伸ばす学校教育の充実に努めます。

1. 学校教育の基本的な考え方について

富良野市では、「第1次富良野市教育振興基本計画」（令和30年度～令和7年度）において、教育の基本理念とめざす教育の姿が示され、学校教育においては「すべては子どもたちのために すべての子どもたちのために」を合言葉として、教育実践を進めてきました。

教育は人づくりであり、子ども達一人ひとりの個性と能力を伸ばし人間性を高め人格の完成をめざすものです。

令和3年度からの「第1次富良野市教育振興基本計画」では、学校教育と社会教育を包括し、富良野の豊かな自然に倣い、子どもたちを育むイメージとして3本の木を「学びの大地」に植え、「未来を切り拓く人づくり 豊かな心を育むまちづくり」を基本理念に、新しい時代を生き抜き、生涯にわたって活躍できる人材の育成に向けた教育を推進いたします。

2. 地域との協働関係を生かした学校づくり

地域とともにある学校づくりをめざすために、学校と保護者、地域住民が力を合わせて子どもたちを育む教育環境づくりに向けて、平成29年度からは市内小学校及び小中併置校で、平成30年度から中学校でコミュニティ・スクール（CS）を導入してきました。

学校を取り巻く課題が多様化・複雑化するなか、法改正に基づき令和2年度からは、従来の学級支援地域本部事業を、地域ぐるみで子どもを育てる地域学校協働活動として「地域とともにある学校づくり」に向けて、CSとの一体的推進を進めており、地域と学校が連携・協働し課題解決しながら「社会に開かれた教育課程」を実現し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることで、信頼関係や関心が高まり、地域の学

校に対する支援の活性化につながっています。

また、子どもたちも地域の良さを知り、地域に愛着を持ち、未来の地域に貢献したい人材を育成する「ふるさとキャリア教育」を推進します。

さらに、東京大学北海道演習林の教育的活用に向け、森林学習プログラムを推進し、本市の恵まれた森林資源の活用を図り、森林環境教育に取り組むとともに、今まで取り組んできた演劇活動や子ども未来づくりフォーラム、コミュニケーション能力を高める教育、子どもの発達段階に応じた食育など、地域の特色や学校の校風、伝統を生かした学校教育の充実に努めます。

3. 魅力あるカリキュラムの導入

子どもの発達の早期化や中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」の導入が有効と考えられ、特に地域の児童生徒数が少ない学校にあっては、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会的大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

また、幼保小等の連携・接続、中・高連携に取り組むことは重要な課題であり、地域の魅力づくりや将来的な発展につなげる観点からは、地域の高校との連携強化を図り、小中高全体で特色あるカリキュラムを導入することも必要です。

4. 安全・安心な学校教育の環境づくり

学校は、児童生徒等が生き生きと活動し安心して学べるよう、児童生徒等の安全の確保が保障されなければなりません。学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められています。

このため、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要です。

いじめは子どもの心と体に大きな影響を及ぼすだけでなく、教育の根幹にかかわる重大な問題であり、「いじめは、いつでも、どこでも、だ

れにでも起こる」という危機感をもって、児童生徒の様子の変化を注意深く見取り、いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築することが必要です。

いじめの対応にあたっては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を改めて認識するとともに、「いじめZERO推進条例」を基に、学校・家庭・地域社会がいじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、学校では全教職員が情報を共有し、全ての教育活動を通じて学校におけるいじめの防止に取り組むとともに、教職員と児童生徒がしっかりと向き合い心の問題をケアできる校内体制の確立に努め、いじめZEROに向けて取り組みを進めます。

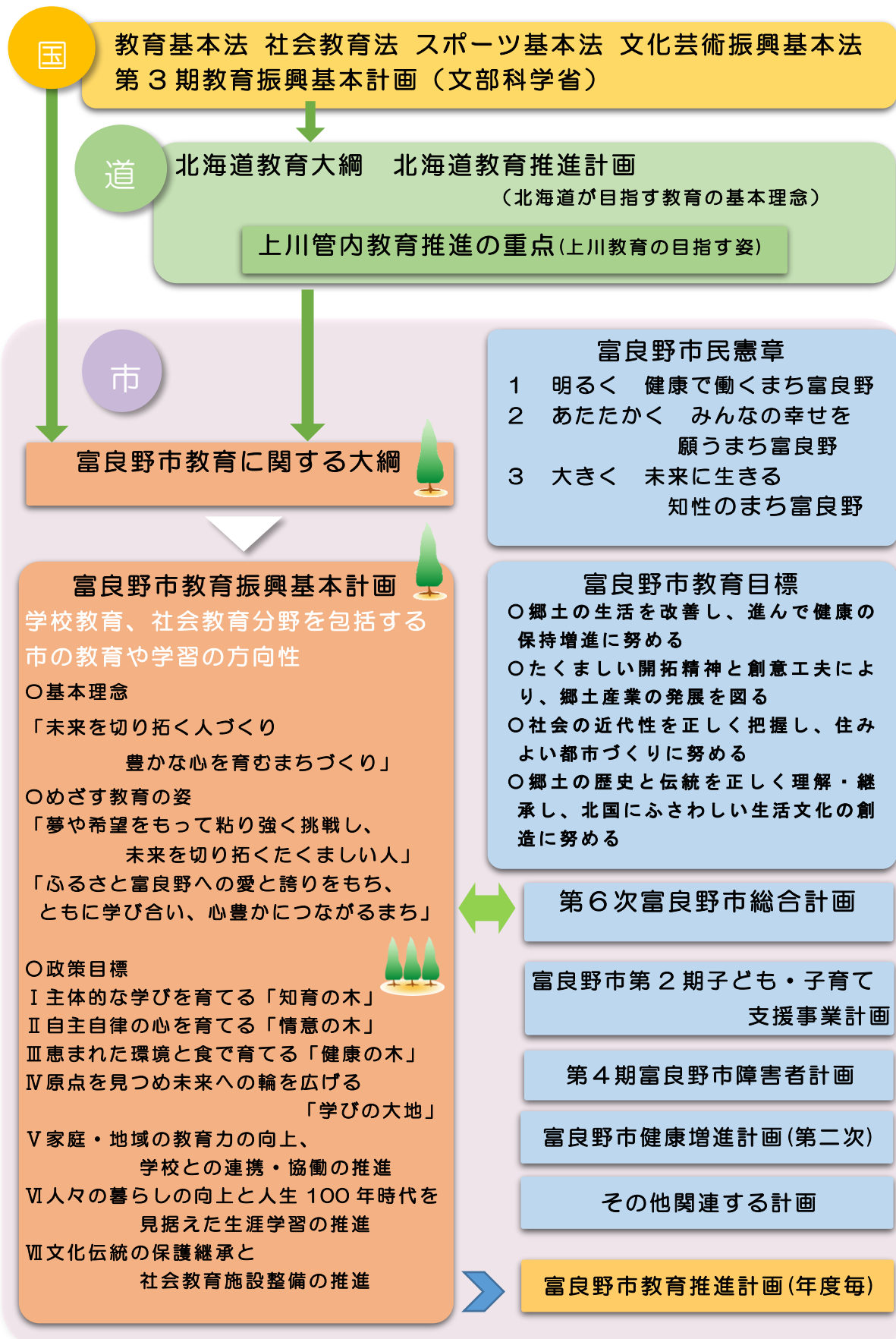
不登校児童生徒の対応にあたっては、学校・家庭・地域の大人たちが協働し、一人一人に応じた支援を行っていくことが必要です。子どもを支える大人たちが子どもたちの気持ちに寄り添い、特性や性格、症状に応じて適切に対応することが求められます。

不登校児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、組織的・計画的に支援を行うため「児童生徒理解・支援シート」を活用し、学校や関係機関と情報を共有し、共通理解のもと児童生徒にあった支援体制を構築します。また、学校が子どもたちにとって安心でき、存在感が得られる居場所となるよう取組を進めます。

通学路の安全確保にあたっては、関係機関による通学路安全推進体制を組織し、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検や対策の検討、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握と検証、改善を進め、通学路の安全性の向上を図ります。

5. 富良野市学校教育の推進計画

【第1次富良野市教育振興基本計画より】



【計画の体系】



1. 学校規模の適正化が課題となる背景と近年の学校再編

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

このため、国の法令（学校教育法施行規則第41条）では小・中学校の適正規模（学級数）の標準を定められており、文部科学省は平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引」を公表し、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。

本市においては、平成29年に小中学校の配置の現状と課題、今後の入学生の推移を示した「富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する改正指針」を策定しました。

平成30年2月には、将来の山部中学校を考える会より「将来の山部中学校に対する意見書」が出され、子どもたちの教育の質を保証することに重点を置き、関係者と協議を重ねた結果、令和2年3月31日をもって山部中学校を閉校し、富良野西中学校と統合となりました。

また、東山地区では児童生徒数の減少に対応するため、平成30年5月から樹海小学校と樹海中学校、東山保育所の保護者及び関係者、地域住民により、今後の樹海中学校の在り方についての協議、検討が進められ、令和元年8月、樹海中学校の将来を考える会より「将来の樹海中学校の在り方に関する意見書」が出され、令和4年3月31日をもって樹海小学校校舎へ移設し、学校形態を「義務教育学校」とする要望を受け、令和4年4月、市内初の義務教育学校として「富良野市立樹海学校」を開校しました。

さらに、布礼別小学校では令和2年6月より保護者間において今後の布礼別小学校存続に関する話し合いが行われ、地域住民との協議を経て、令和3年4月に布礼別小学校の未来を考える会より「将来の布礼別小学校の在り方についての要望書」が出されました。要望を受け、布礼別小学校は令和5年3月31日で閉校し、令和5年4月から東小学校と統合することになります。

2. 富良野市の小中学校の現状と課題

1) 学校数及び児童生徒数の推移

平成29年5月1日現在の富良野市の学校数及び児童生徒数は小学校9校、中学校6校（内併置校2校）の計15校で、普通学級は小学校52学

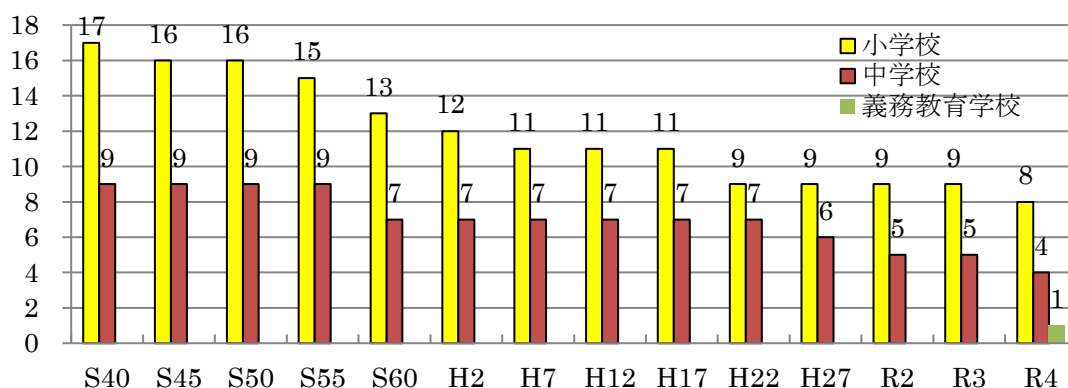
級、中学校は27学級の計79学級、児童生徒数は、小学校1,057人、中学校604人で計1,661人でした。

令和4年5月1日現在の学校数及び児童生徒数は、小学校8校、中学校4校（内併置校2校）、義務教育学校1校の計13校で、普通学級は小学校（義務教育学校前期課程含む）41学級、中学校（義務教育学校後期課程含む）17学級の計58学級、児童生徒数は小学校907人、中学校468人で、計1,375人となっており、この5年間で学校数2校、普通学級21学級、児童生徒数286人の減となっています。

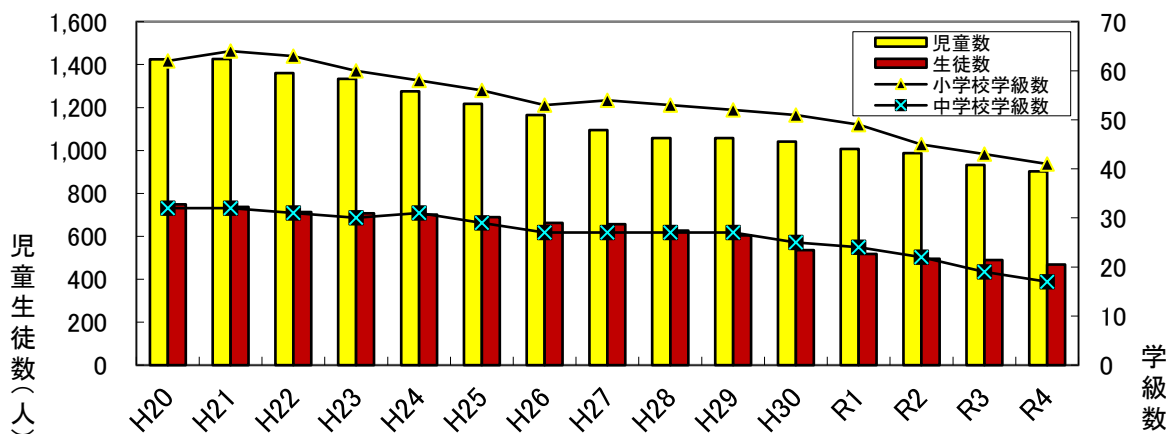
【小中学校数・児童生徒数・学級数の推移】

年度	小学校			中学校			義務教育学校			小中合計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学級数 (学級)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	学校数 (校)	児童生徒数 (人)	学級数 (学級)	学校数 (校)	児童生徒数 (人)	学級数 (学級)
29	9	1,057	52	6	604	27				15	1,661	79
30	9	1,041	51	6	536	25				15	1,577	76
R1	9	1,007	49	6	518	24				15	1,525	73
2	9	987	45	5	496	22				14	1,483	67
3	9	932	43	5	490	19				14	1,422	62
4	8	880	38	4	458	15	1	33	5	13	1,371	58

【小中学校数の推移】



【小中学校の児童生徒数と学級数の推移】



2) 児童生徒数の将来推計

日本の合計特殊出生率は低水準で推移しており、2050年（令和32年）には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になるとの推計もあり、これに伴って人口の地域的な偏在が加速することが予測されています。

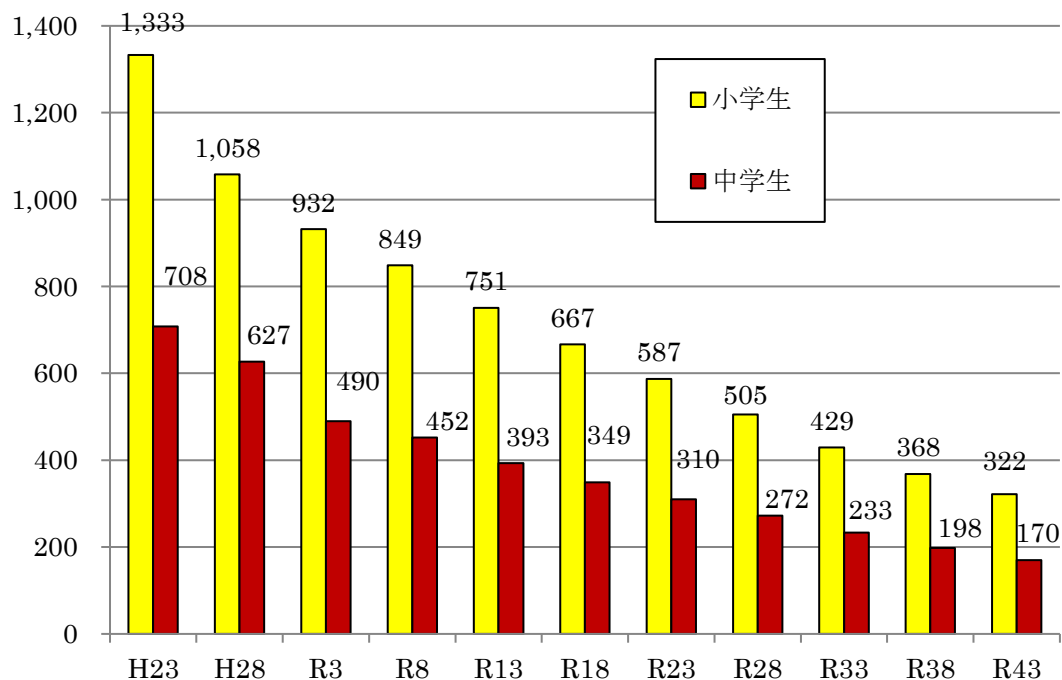
また、年少（0～14歳）人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2015年（平成27年）に1,500万人台に減少し、2046年（令和28年）には1,000万人台を割り込み、2060年（令和42年）にはおよそ791万人になることが推計されています。

富良野市の総人口は、昭和40年、合併前の富良野町と山部町の合計36,627人をピークに減少傾向にあり、平成27年国勢調査では22,936人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年には15,620人、令和47年には8,520人となることが予想されています。

また、島根県中山間地域研究センター研究統括監 藤山浩氏により平成28年9月に示された本市の小中学生人口の将来予測によると、20年後の令和18年には小中学生は1,016人となり、現在の約半減となることが予測されています。

住民基本台帳によるデータからも、小中学生数の推移は今後も減少が続くことがわかります。

【小・中学生人口の将来予測】



【住民基本台帳による児童生徒数の推移】

※令和4年5月1日の住民基本台帳を基に算出

小学校名	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学
富良野小学校	366	51	333	41	325	49	303	54	292	47	282	40	277	46
扇山小学校	232	31	229	38	219	33	225	44	208	31	210	33	213	34
東小学校	196	31	180	27	176	28	161	23	162	30	163	33	161	29
麓郷小学校	21	1	19	1	17	3	13	0	13	3	9	1	10	2
布部小学校	3	0	2	1	2	1	2	0	3	1	3	0	4	1
鳥沼小学校	20	2	18	1	13	2	14	3	15	4	13	1	13	2
布礼別小学校	9	0												
山部小学校	37	7	33	3	39	13	43	8	36	4	45	10	46	8
計	884	123	814	112	791	129	761	132	729	120	725	118	724	122

中学校名	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学
富良野東中学校	220	65	234	87	234	82	247	78	240	80	224	66	210	64
富良野西中学校	222	70	223	81	215	64	225	80	213	69	200	51	178	58
麓郷中学校	11	7	6	3	8	5	7	4	9	3	11	5	13	1
布部中学校	5	2	4	2	4	1	3	0	1	0	0	0	0	0
計	458	144	467	173	461	152	482	162	463	152	435	122	401	123

義務教育学校名	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学
樹海学校(前期)	23	3	22	3	17	0	15	0	13	3	12	3	11	2
樹海学校(後期)	10	2	11	4	11	5	11	2	12	5	11	4	12	3
計	33	5	33	7	28	5	26	2	25	8	23	7	23	5
小中合計	1,375	272	1,314	292	1,280	286	1,269	296	1,217	280	1,183	247	1,148	250

3) 学校規模の現状と課題

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっています。

令和4年度の市内の学校規模は、小学校8校（内併置校2校）のうち、市街地区の2小学校が普通学級7学級以上、1校が6学級を有しておりますが、他の小学校では普通学級3学級以下であり、それぞれ複式学級を有している学年が生じています。

また、学校教育法施行規則第41条に基づく標準的な学校規模の普通学級12学級を有するのは1校（富良野小学校、児童数366人）のみとなっています。

中学校4校（小中併置校2校含む）のうち、2校は郊外農村地区に位置し、複式学級を有しています。

義務教育学校1校は郊外農村地区に位置し、前期課程、後期課程ともに複式学級を有しています。

近年、特別支援教育を必要とする児童生徒が増えており、各学校に

においては状態に応じた特別支援学級（知的、情緒、言語、難聴、肢体、病弱）を設置しています。

【学校規模の現状】

No.	小学校名	学 級 数 (R4.5.1現在)						普通学級 合計	特別支 援学級
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
1	富良野小	2	2	2	2	2	2	12	8
2	扇山小	1	1	2	1	2	1	8	6
3	東小	1	1	1	1	1	1	6	6
4	麓郷小	1		1		1		3	2
5	布部小	—	—	—	—	—	1	1	1
6	鳥沼小	1		1	—	1		3	2
7	布礼別小	—	1	—	—	1		2	2
8	山部小	1		1		1		3	2
9	樹海(前期)	1		1		1		3	3
No.	中学校名	1年	2年	3年	普通学級 合計	特別支 援学級			
1	富良野東中	2	2	2	6	4			
2	富良野西中	2	2	2	6	6			
3	麓郷中	1	1		2	—			
4	布部中	1		1	1	2			
6	樹海(後期)	1		1	2	2			

4) 通学区域の状況

富良野市立小中学校通学区域規則に基づき各学校の通学区域を定めていますが、相当の理由により通学区域ではない他の通学区域の学校への通学を希望する場合があります。教育委員会では、区域外通学許可申請審査基準を定め、区域外通学許可申請があった場合は審査会を開催し、申請理由が基準に合致しているか等を見極めながら審査し、止むを得ない場合に限り区域外通学を認めています。なお、区域外通学時の児童生徒の安全確保は保護者の責任の下に行われています。

ただし、次の理由による区域外通学は認められていません。

- ① 学校施設・設備への不満
- ② 転校先への不安、在籍学校・友人への愛着
- ③ 教育方針に対する不満

【区域外通学許可申請審査基準】

1. 身体的理由 ①病弱・虚弱・肢体不自由等で、指定校への就学が困難な場合
2. 居住に関する理由 ①児童生徒の転居が確実のため、前もってその転居先の学校に通学する場合 ②止むを得ない事情により住民登録地と居住地が異なり、居住地の学校へ就学する場合（新築等で住民票のみの異動を含む）
3. 家庭に関する理由 ①保護者が仕事等で不在のため、児童が短期間もしくは下校時の一定時間において、通学すべき学校区以外の住所の学童保育センター、親類・知人宅等に預けられる場合（原則小学校3年生まで） ②生活基盤が他校の校区に属する場合 ③兄弟姉妹がすでに諸事情により区域外通学をしている場合
4. 教育的理由 ①卒業学年（小学校6年生及び中学校3年生）児童生徒の転居の場合 ②①以外の学年における転居で、学期途中の場合
5. 教育上特に必要と認める場合（保護者申立に基づく） 許可にあつては、別途学校長の意見を要する ①交友関係の重視（いじめ問題等、児童生徒のメンタルへの配慮） ②集団教育への配慮（小規模校から大規模校への選択） ③不登校児の再チャレンジ（大規模校から小規模校への選択） ④通学の利便性 ⑤その他（特殊な事情）

5) 通学距離

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

(注) 義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号。ただし、この条件に必ずしも適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には同様に国庫負担の対象としている。(同条第3項)

本市では、この基準を準用し通学区域を定めています。また、小学校では4 km以上及び学校統廃合を実施した地区の児童がバスを利用する場合、バス定期券代の50%から100%の補助を、中学校では6 km以上の校区の生徒及び統廃合した地区の生徒がバスを利用する場合、バス定期券代の50%から100%の補助をしています。

交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題が生じます。本市では、体力向上のために体育授業以外での運動時間の確保や生活習慣改善に向けて、各校で取り組みを行っており、また、家庭学習においては、学校と家庭の連携を図りながら、家庭での学習時間の確保に取り組んでいます。

東山地区においては、昭和56年の学校統合以降スクールバス2台の運行で児童生徒の送迎を行い、山部地区では、平成20年度からは山部第一小学校の閉校に伴い南陽・北星地区にスクールバス1台を運行しており、各学校スクールバスの乗車時間を有効活用して、英語の音声教材を車内に流しています。

第3章

学校の小規模化が教育環境に及ぼす影響

児童生徒数が減少していくと、学校が小規模化していくため、教育環境に様々な影響が及ぶため、その主な影響について整理しました。

	メリット	デメリット
(1)教育効果	<ul style="list-style-type: none"> ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい ②意見や感想を発表できる機会が多くなる ③異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ①運動会・文化祭・演劇活動等の集団活動・行事の教育効果が下がる ②運動会等の学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい ③班活動やグループ分けに制約が生じる ④児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる ⑤評価等の面で、児童生徒個々の全体における傾向が把握しづらい
(2)児童の人間関係、学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる ②意見や感想を発表できる機会が多くなる ③地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい ④少人数のため実態を把握しやすく早急な対応ができる ⑤比較的少ない予算で全員分の教材、教具等の整備が可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ①集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい ②クラブ活動や部活動の種類が限定され、選択の幅が狭まりやすい ③上級生や下級生との縦の関係が薄くなる ④多様な人間関係ができづらく、そのことが児童生徒の成長に影響しやすい ⑤男女比の偏りが生じやすい
(3)学校経営	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒の家庭状況等が把握しやすいため、保護者と連携した効果的な生徒指導ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる ②中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくく、免許外指導の教科が生まれる可能性がある ③クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる ④加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
(4)その他 ・通学 ・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の教育環境等が把握しやすいため、地域と連携した効果的な学校経営ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ①統合すると校区が広がり、通学時間が長くなり、通学に交通機関を利用することとなる ②廃校となった地域のコミュニティ活動が低下する場合がある

第4章 教育環境の充実に向けて

次の2点について、富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本理念として、適正配置計画の推進に取り組みます。

1. 教育環境の充実

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要となります。

このため、学校の適正配置と学校規模の適正化により、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団教育の中での成長、教職員の指導体制の充実、児童生徒に対する多様な選択肢の提供など教育水準の維持向上を図ります。

◎学校の適正規模の確保を通じて学校運営の充実を図り、活力ある教育活動の展開を推進します。

2. 地域コミュニティの核

小中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することも多く、防災、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

このため、学校規模の適正化や適正配置の検討にあたっては、児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の意見も聞きながら、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、『地域とともにある学校づくり』の視点を踏まえて取り組みます。

◎学校の適正配置の推進と併せて児童生徒の自主的な活動を支援し、安全・安心で潤いがあり、地域との連携や交流ができる学校施設づくりを進めます。

1. 富良野市における小中学校の適正規模

1) 小中学校の適正規模について基本的な考え方

(1) 望ましい学級数の考え方

文部科学省で示している、適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月策定）を踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えや学級を超えた集団編成をすることが可能であったり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(2) 1学級当たりの児童生徒数について

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。本市の単学級では、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。

一般に、学級規模が小さいとき、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、次のような点が課題として現れてきます。



- ・運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱、合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習に取り上げる課題に制約が生じる

- ・教科等が得意な子どもの考え方にクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

(3) 学校全体の児童生徒数

学校全体の児童生徒数は、令和4年5月1日現在、小学校では、児童数は3人から366人まで、中学校では、生徒数は5人から222人までとなっています。

教員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、学級数が少ないことにより生じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。



- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・上級生、下級生間のコミュニケーションが少なくなり、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

2) 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

文部科学省から出された「公立小・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」において示された、「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」に本市の小中学校の現状を機械的に整理したものです。

なお、この目安は、通学等様々な事情から統合困難な地域であるか否かの判断は含んでいないものであります。

(1) 小学校

ア	<p>【1～5学級：複式学級が存在する規模】</p> <p>おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p>
イ	<p>【6学級：クラス替えができない規模】</p> <p>おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>

ウ	<p>【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】 おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて速やかな検討が必要である。</p>
エ	<p>【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】 おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>

No.	学校名	学 級 数 (R4.5.1現在)							対応の目安
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
1	富良野小	2	2	2	2	2	2	12	
2	扇山小	1	1	2	1	2	1	8	ウ
3	東小	1	1	1	1	1	1	6	イ
4	麓郷小	1		1		1		3	ア
5	布部小	—	—	—	—	—	1	1	ア
6	鳥沼小	1		1	—	1		3	ア
7	布礼別小	—	1	—	—	1		2	ア
8	山部小	1		1		1		3	ア
9	樹海(前期)	1		1		1		3	ア

(2) 中学校

ア	<p>【1～2学級：複式学級が存在する規模】 おおむね、複式学級が存在する学校規模11。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
イ	<p>【3学級：クラス替えができない規模】 おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
ウ	<p>【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】 おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>

エ	<p>【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】</p> <p>おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>
オ	<p>【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】</p> <p>標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模12。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>

No.	学校名	学級数 (R4.5.1現在)				対応の目安
		1年	2年	3年	計	
1	富良野東中	2	2	2	6	エ
2	富良野西中	2	2	2	6	エ
3	麓郷中	1	1		2	ア
4	布部中	—	—	1	2	ア
5	樹海(後期)	1		1	2	ア

2. 富良野市立小中学校の適正配置

1) 通学条件による適正配置

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保しなければなりません。

適切な交通手段を確保し、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消したうえで、通学時間については、「おおむね1時間以内」を一応の目安（文部科学省の手引による）として、適正配置に向けて関係者による協議を行います。

2) 小中学校の適正配置の進め方

小中学校の適正配置【第2期】については、平成30年度から令和9年度のうち、令和5年度から令和9年度までの5年間で第2期（後期）として次のような指針を定め、保護者・地域及び関係者と協議を進めて行きます。

(1) 小中学校の適正配置の指針

通学条件による適正配置及び学校が地域コミュニティの核となり地域とともにある学校づくりの視点から、小中学校の配置の指針は次のとおりとします。なお、この配置の指針は固定的なものではなく、常に見直しを図りながら、保護者・地域との共通認識・理解のもと慎重に進めることとします。

地域	学校名	適正配置の指針
富良野市街地区と周辺	富良野小学校	・市街地3校は、現状での配置とするが、新たな住居区域の拡大により、学校間の児童数に差がみられるため、通学区域の見直しを検討する。
	扇山小学校	
	東小学校	
	富良野東中学校	・現状により運営する。
	富良野西中学校	
	鳥沼小学校	・児童数が減少するため、隣接する児童養護施設の動向を見極めながら、適正配置を検討する。
布部小中学校	・児童生徒数の減少及び区域外通学の状況などから地域・保護者の要望を踏まえ、令和5年度をもって廃止及び通学区域の市街地の学校への変更を行う。	
東部	麓郷小学校	・ICTの効果的な活用により、市内小中学校等との交流を推進する。 ・義務教育学校を検討する。
	麓郷中学校	
山部	山部小学校	・現状により運営する。 ・ICTの効果的な活用による樹海小学校等との交流を検討する。
東山	樹海学校	・義務教育学校として運営する。 ・保育所との連携強化に向け、東山へき地保育所の在り方を検討する。

(2) 通学支援

統廃合により通学距離及び通学時間に支障のある児童生徒に対し、スクールバス等による通学手段の確保や路線バス運賃に対する補助を行うなど、通学に対する支援を行います。